

ふくおか県産材家づくり推進助成金交付要綱

(交付の目的)

第1条 ふくおか県産材家づくり推進助成金（以下「助成金」という。）は、住宅分野において更なる県産木材の利用を促進し、耐久性や省エネルギー性等に優れ、新しい生活様式に対応した良質な住宅ストックを形成し、よって県内林業の保護・育成と住宅建設事業者の技術力向上を図ることを目的とする。

(通則)

第2条 助成金の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(助成対象住宅等)

第3条 助成の対象となる住宅（以下「助成対象住宅」という。）は、別表の助成基準に適合した新築木造住宅とする。

2 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象住宅の建設又は購入に要する経費とする。ただし、助成対象経費について、他の公的制度による同趣旨の助成を受けている場合は、助成の対象としない。

(助成対象者)

第4条 助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、自ら居住するために、福岡県内において助成対象住宅の建設又は購入（人の居住の用に供したことの無いものに限る。）をする者とする。ただし、次の各号に掲げる者は、助成の対象としない。

- (1) 規則第4条の2第1号に規定する暴力団員
- (2) 規則第4条の2第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、別表の助成区分に応じた助成金額欄の額とする。

(注文住宅)

第6条 助成対象者で注文住宅について助成を受けようとする者は、工事着工前に、ふくおか県産材家づくり推進助成金交付対象者認定申請書（様式第1号）を知事に提出し、認定を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適正であると認めるときは、認定を行い、ふくおか県産材家づくり推進助成金交付対象者認定通知書（様式第2号）により当該助成対象者に通知するものとする。
- 3 知事は、前項の認定後、当該助成対象者が前条各号に掲げる者であることが明らかになった場合は、その認定を取り消すものとする。

(建売住宅)

第7条 建売住宅を建設する者（以下「事業主」という。）は、工事着工前に、ふくおか県産材家づくり住宅建設承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適正であると認めるときは、承認を行い、ふくおか県産材家づくり住宅建設承認通知書（様式第4号）により、当該事業主に通知するものとする。
- 3 前項の規定に基づき承認する建売住宅の総数は、予算の範囲内で募集する予定戸数の4分の1以下とする。

- 4 第1項の承認を受けた事業主は、工事竣工後に、ふくおか県産材家づくり住宅竣工確認申請書（様式第5号）を知事に提出し、確認を受けなければならない。
- 5 知事は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適正であると認めるときは、確認を行い、ふくおか県産材家づくり住宅竣工確認通知書（様式第6号）により、事業主に通知するものとする。
- 6 第1項の承認及び第4項の確認については、第2項及び前項の通知があった年度内に第10条の交付決定が行われない場合は、その効力は消滅する。

（資格喪失届）

- 第8条 第6条第1項の認定を受けた者は、認定後に助成対象者の要件を満たさなくなったとき又は助成対象住宅が別表の助成基準に適合しないことが判明したときは、速やかにふくおか県産材家づくり推進助成金資格喪失届（様式第7号）を知事に提出しなければならない。
- 2 第7条第1項の承認又は同条第4項の確認を受けた事業主は、承認又は確認のあった住宅が別表の助成基準に適合しないことが判明したときは、速やかにふくおか県産材家づくり推進助成金資格喪失届（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

（助成金の交付申請）

- 第9条 第6条第1項の認定を受けた者及び第7条第4項の確認があった住宅の購入者は、住宅の竣工後及び購入後に、助成金の交付を受けようとするときは、ふくおか県産材家づくり推進助成金交付申請書（様式第8号）により、知事に申請しなければならない。

（助成金の交付決定）

- 第10条 知事は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適正であると認めるときは、交付決定（助成金の額の確定を兼ねる。）を行い、ふくおか県産材家づくり推進助成金交付決定（額の確定）通知書（様式第9号）により、当該申請者に通知するものとする。

（報告及び調査）

- 第11条 知事は、助成金の交付等について必要があるときは、交付予定者に対して報告を求め、当該申請に係る書類その他必要な物件を調査し、又は必要な事項を指示することができる。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行し、改正後の福岡県快適な住まいづくり推進助成金交付要綱の規定は、平成15年度から平成17年度までの助成金に対し適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行し、改正後の福岡県快適な住まいづくり推進助成金交付要綱の規定は、平成18年度から平成20年度までの助成金に対し適用する。

（経過措置）

この要綱の施行の際、現に福岡県快適な住まいづくり推進助成金交付要綱（平成15年4月1日施行）第5条の規定に基づいて助成対象者の認定を受けているものについては、改正後の福岡県快適な住まいづくり推進助成金交付要綱第5条の認定を受けたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、改正後の福岡県快適な住まいづくり推進助成金交付要綱の規定は、平成19年度から平成20年度までの助成金について適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行し、改正後の福岡県快適な住まいづくり推進助成金交付要綱の規定は、平成20年度の助成金について適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、改正後の福岡県快適な住まいづくり推進助成金交付要綱の規定は、平成21年度から平成23年度までの助成金について適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、改正後の福岡県快適な住まいづくり推進助成金交付要綱の規定は、平成22年度から平成23年度までの助成金について適用する。

附 則

この要綱は、平成22年6月18日から施行し、改正後の福岡県快適な住まいづくり推進助成金交付要綱の規定は、平成22年度から平成23年度までの助成金について適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、改正後の福岡県快適な住まいづくり推進助成金交付要綱の規定は、平成23年度の助成金について適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、改正後の福岡県快適な住まいづくり推進助成金交付要綱の規定は、平成24年度から平成26年度の助成金について適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、改正後の福岡県快適な住まいづくり推進助成金交付要綱の規定は、平成25年度から平成26年度の助成金について適用する。

附 則

この要綱は、平成25年8月29日から施行し、改正後の福岡県快適な住まいづくり推進助成金交付要綱の規定は、平成25年度から平成26年度の助成金について適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、改正後の福岡県快適な住まいづくり推進助成金交付要綱の規定は、平成27年度の助成金について適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、改正後の福岡県快適な住まいづくり推進助成金交付要綱の規定は、平成28年度から平成30年度までの助成金について適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、改正後の福岡県快適な住まいづくり推進助成金交付要綱の規定は、平成29年度から平成31年度までの助成金について適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、改正後の福岡県快適な住まいづくり推進助成

金交付要綱の規定は、平成30年度の助成金について適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、改正後の福岡県快適な住まいづくり推進助成金交付要綱の規定は、平成31年度の助成金について適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、改正後の福岡県快適な住まいづくり推進助成金交付要綱の規定は、令和2年度の助成金について適用する。

附 則

この要綱は、令和2年12月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年2月22日から施行し、改正後のふくおか県産材家づくり推進助成金交付要綱の規定は、令和5年度までの助成金について適用する。

別表（助成対象経費及び助成金額）

助成区分	助成基準	助成金額
基本助成	次の基準を全て満たす新築木造住宅であること。 <ul style="list-style-type: none"> ・長期優良住宅の認定^{※1}を受けていること。 ・在来軸組工法であること。 ・延べ床面積を、75㎡以上かつ誘導居住面積水準^{※2}以上とすること。 ・県内加工材を70%以上かつ県産木材^{※3}を5㎡以上使用すること。 ・高齢者配慮等級3^{※4}を確保していること。 ・耐震等級3^{※5}を確保していること。 	助成対象経費は、助成基準を満たす住宅の建設又は購入に要する費用とし、助成金額は、30万円/戸以内とする。
追加助成	基本助成の助成基準を満たす住宅で、次のいずれかに該当するものであること。 (1) 県産木材振興タイプ 県産木材10㎡以上使用し、かつ、内装の木質化（見附面積12㎡以上）を1室以上行うこと。 (2) 環境配慮タイプ 省エネルギー設備として住宅全体に熱交換型換気システムを設置し、又は創エネルギー設備として太陽光3kw以上若しくはエネファーム0.4kw以上を設置すること。 (3) 新しい生活様式タイプ インターネットの利用が可能な環境を整備したリモートワーク専用のスペース（3㎡以上）及び玄関付近の手洗い場を備えること。	助成対象経費は、助成基準を満たすための工事に要する費用とし、助成金額は、(1)については助成対象経費の2分の1、(2)については助成対象経費の4分の1、(3)については助成対象経費の3分の1とし、20万円以内（2タイプ以上の申請をする場合は30万円以内）とする。

※1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条1項の規定に基づく認定

※2 住生活基本計画（全国計画）別紙3で定められた誘導居住面積水準のうち、一般型誘導居住面積水準による

※3 福岡県産木材供給体制推進協議会の県産木材認証事業体又は福岡県産木材供給連絡協議会が発行する証明があるもの

※4 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準9-1高齢者等配慮対策等級（専用部分）及び9-2高齢者等配慮対策等級（共用部分）に定める等級3

※5 住宅の品質確保の促進等に関する法律第3条1項の規定に基づき定められた日本住宅性能表示基準別表1に定める耐震等級3